

アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書

本工事を施工するに当っては、下記 1～3 の条件を満足する施工体制が確保できることとする。

また、契約締結後は、遅延無く別紙様式第 1 号、2 号、3 号、4 号により下記の内容について届け出ること。

ただし、様式第 2 号及び 3 号の協力会社が同一であれば、様式第 3 号の添付資料を省略できる。また、様式第 4 号は主任技術者が舗装施工管理技術者（3 年以上の実務経験者）である場合は不要とする。

記

- 1 自社と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者（（社）日本道路建設業協会による資格）を本工事に専任で配置すること。

ただし、自社雇用の舗装施工管理技術者の本工事への専任期間は、一般に契約締結した工期ではなく、実際に舗装に関わる工事（表層工、路盤工等）の施工期間とする。

- 2 自社所有または長期リース契約により保持する舗設機械による施工が確保できること。
（1）「長期リース」とは、6 ヶ月以上連続したリース契約とする。

（2）舗設機械とは、主たる工種を舗設するために使用する機械とする。ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）は除く。

（3）施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社（直近の 3 ヶ年連続して年間 2 回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の保有する舗設機械は「自社所有又は長期リース契約により保持」と同等の扱いとする。

- 3 本工事の施工に当り、自社雇用の職長の他、同じく自社雇用のオペレーター、スクリードマン、レーキマン等の特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が 1 名以上従事できること。

なお、施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社（直近の 3 年間連続して年間 2 回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の技能者は「自社雇用」と同様の扱いとする。ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）を使用する工事においては、この限りではない。